

業績勘案率の決定方法改定案に関する各部会での主な意見

① 個人貢献率を加算することについて

- 1 役員は法人全体に責任を持つものであり、個人貢献率の加算は適切でない。
- 2 法人の業績をベースに業績勘案率を決めるべきであり、個人の貢献は付随的なものとすべき。
- 3 個人貢献は、特に認められる場合にのみ限るべきで、S～Dの評価で機械的に加算するのはやめるべき

② 換算する数値の設定について

- 1 S評価が多いところと少ないところで業績勘案率に差がほとんどなく、数値の換算の仕方に疑問がある。
- 2 どの法人もA評価が平均となっているので、改定案だと、平均1.1の業績勘案率となり、基本1.0から離れてしまう。
- 3 現行の規程よりも業績勘案率が高くなるのは、世間の理解を得られない。
- 4 民間では役員退職金はやめる方向にある中、1.0よりも高い業績勘案率がほとんどとなるのはいかがか。
- 5 個人貢献の勘案は、基準をどう設定するかなどが大変難しい。

③ 0.1刻みとすることについて

- 0.1刻みとすることは、現状に照らして妥当なことではないか。

④ 理事長、副理事長及び監事の取扱いについて

監事もコンプライアンスを担っているなど法人の業績に貢献がある。監事の個人貢献率の算定を適用しないのはいかがか。

〔5〕 在任期間1年未満の場合1.0以下とすること及び年度途中で退職した場合の取扱いについて

特に御意見なし。

〔6〕 その他規程全体について

- 1 規程案を改定しても、業績勘案率を裁量で上下させることがあっても意味がない。改定する以上は、裁量の余地をなくすべき。
- 2 業績評価を基にした仮定業績勘案率が1.0を下回っても、場合によっては1.0を超えることがあってもいいのではないか。
- 3 個人貢献率を加算するためには、毎年度、役員の個人業績を評価しておく必要があるのではないか。
- 4 改定案は、論理的ではあろうが、かえって複雑すぎる。
- 5 法人固有の事情をどのように配慮するのか。
- 6 改定案を固定的なものとし、その後の状況を踏まえ見直すとの規定を盛り込むなど慎重に対応すべき。
- 7 民間企業では、役員の退職金は廃止するところも出てきている。独立行政法人も役員の退職金制度を廃止してはどうか。
- 8 A評価で業績勘案率を加算することはやめ、加算はS評価のみで行い、C又はD評価は減算するとしてはどうか。
- 9 部会によって、S～Dの評価の付け方にばらつきがあるように思う。そのような中で、S～Dを基に業績勘案率を算定することはいかがか。